

報道関係者 各位

令和7年1月20日

【照会先】

労働基準部 健康課

課長 阿部 佳之

労働衛生専門官 坂本 久雄

電話:092(411)4549(直通)

## 2月を「化学物質管理強調月間」として、実施します。

厚生労働省は令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われていています。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900種類あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、昨年4月から施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、今年度から毎年2月に実施することといたしました。

令和6年度の強調月間のスローガンを、

### 「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

として定め、別添の実施要綱に基づき化学物質管理強調月間を実施します。

この月間中、厚生労働省及び福岡労働局では、次のイベントを開催します。

#### ◇ 化学物質管理強調月間特別イベント

化学物質管理の知見が必ずしも十分でない第三次産業や中小零細事業場を中心に、新たな化学物質規制を広く浸透させるため、東京（令和7年2月7日）、大阪（令和7年2月20日）において、次の①と②を開催します。

##### ① 実務に役立つワークショップの開催

第三次産業（ビルメンテナンス・清掃業界・外食産業等）での洗浄作業で使用される洗浄剤を例に、SDS※を用いたリスクアセスメント（以下「RA」という。）の実施とその結果に基づくリスク低減措置について、実践的な講習を実施します。

※ 化学物質を譲渡・提供する際は、安全データシート等により、その化学物質の危険有害性に関する情報を提供しなければならないこととされています。

② 化学物質管理に関するリスクコミュニケーションの開催。

・ 化学物質管理に関する有識者、業界関係者等を登壇者として、基調講演や意見交換、事例紹介等を実施します。

・ 特に下記について取組事例等も交えて理解の促進を図ります。

(ア) 化学物質の自律的管理の概要

(イ) 化学物質の危険性、有害性情報を入手する仕組み

(ウ) RAの実施とその結果に基づくリスク低減措置の方法（保護具の着用等）

(エ) 業種別マニュアルに基づくRAの実施とその結果に基づくリスク低減措置

◇ 化学物質に関する説明会等の開催（福岡労働局）

管内労働基準監督署において、化学物質対策に関する説明会を開催します。

関連資料

- ・ 令和6年度（第1回）「化学物質管理強調月間実施要綱」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001342208.pdf>



- ・ 職場における新たな化学物質規制が導入されます  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001093845.pdf>

